

最新法令等への対応

①女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表の義務化

- ・これまで一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表の義務化は、常時雇用する労働者が301人以上の企業とされていたが、令和4年4月1日からは101人以上300人以下の企業にも拡大された。

【次期計画の関連する施策案】

2-1-(2)女性の活躍推進に向けた取組の支援

2-3-(2)ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援

(参考)

厚生労働省東京労働局（女性活躍推進法特設ページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/jokatu.html

②パワー・ハラスメント防止対策の義務化

- ・パワー・ハラスメント関係およびセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の法律が改正・施行され、令和2年6月1日から職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主の義務となった。これまでは努力義務とされていた中小事業主も、令和4年4月1日からは義務となった。

【次期計画の関連する施策案】

3-2-(1)セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発

3-2-(2)セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援

(参考)

厚生労働省「職場におけるパワー・ハラスメント対策が事業主の義務になりました」

<https://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:xPkcXsQB9WUJ:https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf+%cd=1&hl=ja&ct=clnk&gl=jp&client=firefox-b-d>

③改正育児・介護休業法

- ・令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されている。
- ・今回の改正の趣旨は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずることにある。改正の概要は次の通り。
 - 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 【令和4年10月1日施行】

- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け 【令和4年4月1日施行】
- 3 育児休業の分割取得 【令和4年10月1日施行】
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け 【令和5年4月1日施行】
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 【令和4年4月1日施行】

【次期計画の関連する施策案】

- 1-3-(4)女性・男性の相談体制の充実
- 2-3-(1)ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発
- 2-3-(2)ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援

(参考)

厚生労働省（育児・介護休業法について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

④教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

- ・「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、令和3年6月4日に公布、令和4年4月1日に施行された。
- ・この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等を禁止するものであり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としている。
- ・防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、文部科学大臣が基本的な指針を定めることが規定されている（防止に関する措置、早期発見・対処に関する措置、再免許の特例）。
- ・なお、教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等は検討事項として、3年後の見直しが予定されている。

【次期計画の関連する施策案】

- 1-2-(1)学校における男女平等教育の推進
- 3-3-(1)性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援

(参考)

文部科学省（教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html

⑤困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- ・DV や性被害、生活困窮など、女性であることによるさまざまな困難を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和4年5月19日、衆院本会議において「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が全会一致で可決・成立した。
- ・その背景には、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子

を保護する事業として発足した婦人保護事業に対する支援ニーズの多様化がある。家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性、DV被害者、人身取引被害者、ストーカー被害者の支援に婦人保護事業が大きな役割を果たすようになり、新法の成立に至った。

- この法律は、困難な問題を抱える女性の意思が尊重され、最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨としている。
- 国及び地方公共団体は、必要な施策を講ずる責務を有する。女性相談支援センターは相談、一時保護等を行うこと、女性相談支援員は困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行うこと、都道府県は、困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、女性自立支援施設に入所させて、保護を行うとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について援助を行うこと等を定めている。

【次期計画の関連する施策案】

- 1-3-(4) 女性・男性の相談体制の充実
- 3-1-(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進
- 3-1-(3) 相談・保護から自立までの切れ目のない支援
- 3-1-(4) 配偶者暴力相談支援センターの機能整備
- 3-3-(1) 性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援

(参考)

厚生労働省（婦人保護事業について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

参議院（議案情報）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208007.htm>

⑥ヤングケアラー支援

- 女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。ひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%（平成30年）であり、OECD（経済協力開発機構）35か国中34位となっている。
- 国の第5次男女共同参画基本計画の第6分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」においては、ひとり親でもセーフティネットの機能として、このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要であるとしている。また、貧困等を防止するための取組や、大人に変わって家事や家族の介護等を行っている、いわゆる「ヤングケアラー」の問題にも取り組む必要があるとしている。
- 国会では、令和4年5月19日に自民、公明、国民民主3党で、家族の介護や世話をする子ども「ヤングケアラー」対策に関する検討チーム会合を開き、支援強化への法整備が不可欠という方向性を確認している。

【次期計画の関連する施策案】

1-4-(1)家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援

1-4-(2)経済的自立に向けた就労支援

(参考)

内閣府（第5次男女共同参画基本計画）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

毎日新聞（ヤングケアラーの支援強化へ「法整備が不可欠」 自公国が確認 2022/05.19）

<https://mainichi.jp/articles/20220519/k00/00m/010/079000c>

NHK 政治マガジン（「ヤングケアラー」検討チーム設置 自民・公明・国民の3党 2022.05.19）

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/81782.html>